

第 12 号議案

令和 2 年 6 月 26 日

任用給与課

令和 2 年職種別民間給与実態調査の実施について

のことについて、下記のとおり実施する。

記

1 調査の目的

地方公務員法第 8 条（給与制度の研究等）第 14 条（情勢適応の原則）第 24 条（給与における民間その他との均衡の原則等）及び第 26 条（給料表に関する報告及び勧告）の規定の趣旨に基づき、都職員の給与を民間従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

2 調査期間

(1) 賞与等の調査（事業所票（1）及び事業所票（2））

令和 2 年 6 月 29 日（月曜日）から 7 月 31 日（金曜日）までの 33 日間

(2) 月例給の調査（初任給調査票及び個人票）

人事院が別に定める。

3 調査対象

(1) 地域 東京都内

(2) 事業所 企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
(令和 2 年 4 月現在)

(3) 従業員

常勤の従業員（パート・嘱託等は除く。）

再雇用者（定年退職後、同一企業に雇用された再雇用者又はグループ企業からの再雇用者） 定年が 60 歳の企業に限る。

(4) 産業 日本標準産業分類で指定するもの 18 産業（別紙のとおり）

(5) 職種 公務と類似すると認められる職種 54 職種（別紙のとおり）

4 調査の方法

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会等が共同で調査を行う。

(1) 賞与等の調査(事業所票(1)及び事業所票(2))

調査票を事業所に送付し、調査員が給与事務担当者に調査内容を確認して記入することを基本とする。

(2) 月例給の調査(初任給調査票及び個人票)

人事院が別に定める。

5 調査内容

(1) 事業所単位で調査する事項

事業所に関する事項

事業所名、所在地、事業内容、本店・支店の別、企業全体の常勤従業員数、事業所の常勤従業員数及び調査指定職種別従業員数

給与等に関する事項

ア きまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

イ 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額

ウ 本年の採用状況

(2) 企業単位で調査する事項

ア 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等

イ 家族手当の支給状況

ウ 通勤手当の支給状況

エ 高齢者雇用施策の状況

(3) 従業員別に調査する事項

初任給関係(学歴、採用者数及び初任給月額)

本年4月における給与月額等(職種、年齢、学歴、給与総額、時間外手当額及び通勤手当額)

6 調査事業所数等(都内)

	令和2年	平成31年
母集団事業所数 標本抽出時	10,987 事業所	11,346 事業所
調査事業所数 (抽出率)	1,228 事業所 (11.2%)	1,282 事業所 (11.3%)

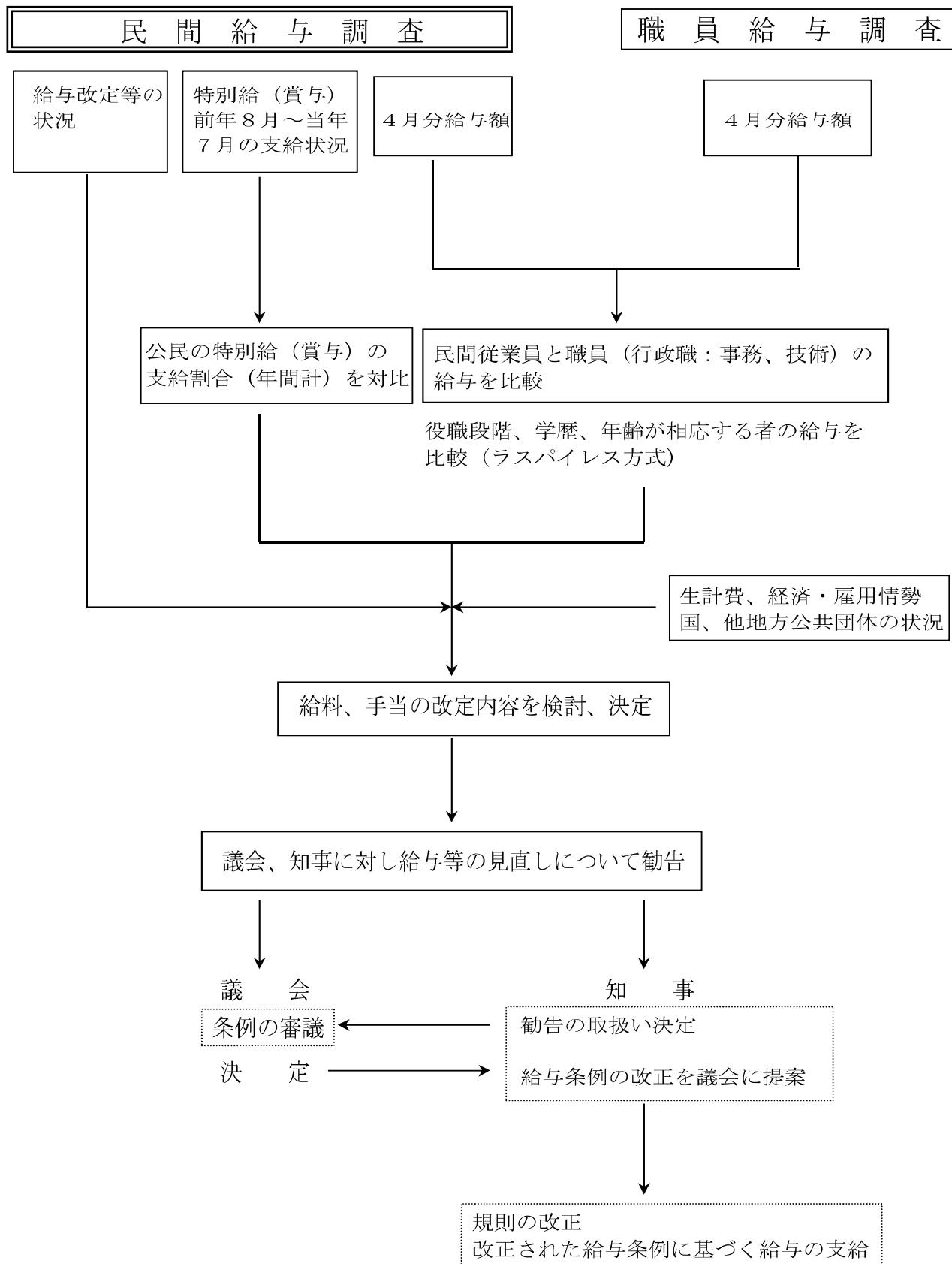
【参考】前年度調査結果

調査事業所数 1,282所(調査完了940所、調査未了342所)

調査対象について

	産業	<p>日本標準産業分類(大分類)【18産業】</p> <p>農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品販貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)</p>
調査対象種	職種	<p>初任給関係職種【12職種】</p> <p>新卒事務員(大学卒、短大卒、高校卒) 新卒技術者(大学卒、短大卒、高校卒) 新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒、高校卒) 新卒大学助教(大学卒) 新卒高等学校教諭(大学卒) 新卒船員(海上技術学校卒)</p> <p>事務関係職種【8職種】</p> <p>支店長、事務部長、事務部次長、事務課長、事務課長代理、事務係長、事務主任、事務係員</p> <p>技術関係職種【8職種】</p> <p>工場長、技術部長、技術部次長、技術課長、技術課長代理、技術係長、技術主任、技術係員</p> <p>技能・労務関係職種【4職種】</p> <p>電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員</p> <p>海事関係職種【8職種】</p> <p>船長・機関長、一等航海士・機関士、二等航海士・機関士、三等航海士・機関士、運航士、甲板長・操機長、甲板手・操機手、甲板員・機関員</p> <p>教育関係職種【8職種】</p> <p>大学学長・副学長・学部長、大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教、高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭</p> <p>研究関係職種【6職種】</p> <p>研究所長、研究部(課)長、研究室(係)長、主任研究員、研究員、研究補助員 (計54職種)</p> <p>新型コロナウィルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、本年の調査対象事業所から病院が除外されたため、医療関係職種等は除外。</p>

給与勧告の手順





報道資料

令和2年6月9日

令和2年職種別民間給与実態調査の実施について

人事院は、公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、令和2年職種別民間給与実態調査を実施します。

例年は、調査員が事業所を直接訪問し、月例給（4月分の個人別給与）と賞与等について一括して調査を実施していますが、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮し、次のとおり、賞与等の調査について訪問によらない方法で先行して実施することとしました。月例給の調査については、今後の状況を踏まえて実施時期等を判断します。

1 調査対象事業所

企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の事業所 約12,000所
(母集団事業所数 約54,800所)

なお、新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、本年については、病院は調査対象とはしないこととした。

2 調査機関

人事院と都道府県等の人事委員会

3 賞与等の調査（先行実施する調査）

(1) 調査の期間

令和2年6月29日(月)から7月31日(金)まで

(2) 調査の方法

調査事業所に調査票を郵送し、必要に応じて調査員（人事院と各人事委員会の職員）が電話等により補足説明を行う。

(3) 調査の内容

- ア 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- イ 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ウ 諸手当（家族手当、通勤手当）の支給状況
- エ 高齢者雇用施策等の状況

4 月例給の調査

次の調査については、今後の状況を踏まえて実施時期等を判断する。

(1) 4月分初任給月額

(2) 4月分所定内給与月額

役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額

以 上

問合せ先	人事院給与局給与第一課長	箕浦 正人
	調査職	工藤 哲郎
	電話 (03)3581-5311 (内線2515)	
	電話 (03)3581-1194 (直通)	